

【 添付書類（32条に準ずる協議） 】

都市計画法第32条の規定に準ずる開発協議申請 （開発道路がない場合）

- 様式のあるもの
 - ・都市計画法第32条の規定に準ずる開発協議申請書

 - 様式のないもの
 - ・公共・公益的施設の管理者等の主幹協議依頼
 - ・位置図（1/10,000）
 - ・位置図（1/2,500）
 - ・公図の写し（開発箇所を赤で囲う）
 - ・土地利用計画図
 - ・開発面積求積図
 - ・下水計画平面図（位置、取付ます設置高記入）
 - ・構造図（設置する下水道施設（移管予定）の構造がわかるもの）
 - ・現地の写真（A4又はA3サイズに複数写真を整理したもの）
- ※申請後、内容により市から別途書類を求める場合があります
（例：流量計算書）。

都市計画法第32条の規定に準ずる開発協議申請 （開発道路がある場合）

上記書類に加え、以下の書類を添付すること

- 様式のないもの
 - ・造成計画平面図
 - ・縦断図
 - ・水道計画平面図

【 添付書類（32条に準ずる協議） 】

下水道排水施設工事完工届

○様式のあるもの

- ・都市計画法32条の規定に準ずる開発に伴う
下水道排水施設工事完工届
- ・総括調書
- ・管路延長調書
- ・マンホール及びます調書

○様式のないもの

- ・位置図
 - ・竣工平面図
 - ・報告書※
 - ・工事写真（A4又はA3サイズに複数写真を整理したもの）
- ※管内調査ビデオのデータが入ったDVD又はCDを付属すること

【 添付書類（32条に準ずる協議） 】

排水施設移管申請

（提出が必須なもの）

- 様式のあるもの
 - ・ 排水施設移管申請書
- 様式のないもの
 - ・ 位置図
 - ・ 竣工平面図
 - ・ 公図（分筆前）
 - ・ 公図（分筆後）
 - ・ 確定求積図（測量図）

（同意申請が前年度4月1日より前の場合、提出が必要となるもの）

- 様式のあるもの
 - ・ 総括調書
 - ・ 管路延長調書
 - ・ マンホール及びます調書
- 前回提出したもの及び交付を受けたもの
 - ・ 都市計画法第32条の規定に準ずる開発協議申請書の写し
 - ・ 都市計画法第32条の規定に準ずる開発協議について（同意）の写し
 - ・ 協議内容の写し
 - ・ 下水道施設検査済書の写し

（必要に応じて提出するもの）

- 公道の地下に設置・移設する場合
 - ・ 道路占用許可書の写し ※ 1
 - ・ 道路占用権承継許可申請書 ※ 2
- 普通河川等の地下に設置・移設する場合
 - ・ 普通河川等使用許可書の写し ※ 1
 - ・ 普通河川等使用権承継許可申請書 ※ 2

※ 1 所管部署より交付されたものの写し

※ 2 所管部署よりダウンロードし、記入してください